

第 8 号議案

東京都台東区介護保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、介護保険料率の特例を定めるため提出します。

東京都台東区介護保険条例等の一部を改正する条例

(東京都台東区介護保険条例の一部改正)

第1条 東京都台東区介護保険条例(平成12年3月台東区条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月台東区条例第23号)の一部を次のように改正する。

付則第4項の見出し及び同項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次項から第5項までの規定は、令和元年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(令和元年度における保険料率の特例)

3 東京都台東区介護保険条例(以下「条例」という。)第5条第1号に規定する第1号被保険者の令和元年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。

4 条例第5条第2号に規定する第1号被保険者の令和元年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,900円とする。

5 条例第5条第3号に規定する第1号被保険者の令和元年度の
保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,700円とする。